

国土審議会 水資源開発分科会 第8回利根川・荒川部会

平成26年7月4日

【三輪総合水資源管理戦略室長】 では、定刻よりも少し前ですけれども、委員の皆様お揃いになりましたので、部会を開催させていただきたいと存じます。会議は15時までの約1時間半ということで予定をしております。

開会の前に配布資料の確認をさせていただきます。議事次第の後に資料リストがございます。配布資料の一覧がございます。資料1から資料3-1、3-2、それから参考資料、【参考】ということで配布をさせていただいております。資料に乱丁若しくは配布漏れは特にごさいませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

本日は小浦久子委員、佐藤政良委員、下垣久委員、渡辺正孝委員は、所用のため欠席との連絡を受けております。

早速でございますが、本日の利根川・荒川部会を開会させていただきます。議事に入ります前に幾つか御報告を申し上げます。まず本日は、定足数の半数以上の御出席をいただいておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき会議は有効に成立しております。

また、本日の会議は公開で行っております。一般の方にも傍聴いただいておりますこと、議事録についても各委員に内容を確認いただいた上で発言者名も含めて公表することとしておりますことを御報告申し上げます。

また、一般の傍聴者の皆様におかれましては、会議中の発言は認められていませんので、よろしく願いいたします。会議の進行の妨げになる行為がある場合は退出をお願いいたします。

それでは、会場内の撮影はここまでとさせていただきます。報道のカメラの方は御退出願います。

それでは、部会を開催するにあたり、部会長が空席となっておりますので、国土審議会令第3条第3項の規定により、委員及び特別委員の互選の結果、沖委員長をお願いすることになりましたので、この場で御報告させていただきたいと思っております。また部会長代理も空席となっております。国土審議会令第3条第5項の規定により、部会長代理は委員及び特別委員から部会長が指名することになっておりますので、部会長より御指名いただければと思っております。

【沖部会長】 はい。それでは、私といたしましては清水先生をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 はい、それでは、これからの進行につきましては、沖

部会長のほうよりよろしく願いいたします。

【沖部会長】 はい。それでは本日の議事に入りたいと思います。お手元の議事次第の(1)ですが、「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更(案)について」説明をいただきます。その後、質疑応答・意見交換を行い議論の整理をしてみたいと思っております。本日、限られた時間でございますけれども、効率的な進行に努めたいと思っておりますので、どうぞ御協力よろしく願い申し上げます。

それでは、議事1、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更(案)について、資料2一部変更(案)の概略等も含めまして、事務局から資料を説明してくださいませ。よろしく願いいたします。

【海野水資源計画課長】 水資源計画課長をしております海野です。よろしく願いをいたします。

それではまず、資料2を見ていただきたいと思います。今回の一部変更の概要について説明をいたします。利根川水系及び荒川水系における水資源開発計画につきましては、平成20年7月に全部変更いたしまして、平成21年3月に一部変更いたしたのが現行の計画でございます。今回は、群馬用水緊急改築事業、利根導水路大規模地震対策事業、房総導水路施設緊急改築事業の追加と、八ッ場ダムの建設事業、北総中央用土地改良事業についての工期の延長が必要であるということで、一部変更をお願いするものでございます。

A3の資料2におきましては、新旧対照表ということで、一部変更箇所を記載しております。左側が現行計画、右側が変更案でございます。

まず八ッ場ダム建設事業につきましては、予定工期は平成27年度までとなっているところを、アンダーラインのとおり平成31年度までとする工期の変更が必要となっております。

また、北総中央用土地改良事業におきまして、予定工期は平成25年度までとなっているところを、アンダーラインのとおり平成28年度までとする工期の変更が必要となっております。

裏側のページになります。改築事業を3つ、(4)、(5)、(6)で記載をしております。まず、群馬用水緊急改築事業でございます。続いて利根導水路大規模地震対策事業でございます。更に、房総導水路施設緊急改築事業ということで、この3つの事業を新たに改築事業として記載をするということでございます。この内容につきましては、次のパワーポイントで詳しく説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、資料3-1を御覧ください。まず、3つの改築事業でございますが、1ページ目。その位置図と、それぞれの取水施設を通る水源を表したものでございます。3つの事業を記しているところでございます。

2ページでございますが、まず群馬用水緊急改築事業について説明をいたします。群馬用水につきましては、昭和38年から昭和44年にかけて、水資源開発公団、現在の水資

源機構が設置をし、約6,200ヘクタールほどの農地への用水の補給、前橋市、高崎市、渋川市など8市町村の県央地域へ、約100万人の上水道等の供給を行っているところでございます。

3ページになりますが、緊急改築事業の概要であります。今回の事業箇所につきましては、概要図の赤い部分でございまして、建設後45年が経過し、老朽化が著しい有馬トンネルの機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものでございます。老朽化対策に際しましては併設水路の設置をすることで、施工期間中の通水を確保しながら工事を行うこととしております。予定工期については、今回平成26年度から30年度、5か年の事業の計画としてまとめているものでございます。

4ページになります。緊急改築事業の必要性を表したものでございますが、施設の老朽化の状況ですが、施設機能診断調査によりまして、右の写真で示しますように、老朽化によるトンネル覆工コンクリートのひび割れ、漏水、覆工背面の空洞が確認されております。今回改修する有馬トンネルにつきましては、群馬県央第一水道や高崎市水道と、あるいは農業の発展を支える重要なライフラインということでございまして、有馬トンネルが通水不能となることと代替水源もないということで、群馬県の県央地域の市民生活、経済活動に多大な被害を与えるとともに、その復帰に長時間を要し、農業用水の安定供給に多大な支障を生じることが懸念されます。そういうことから、その緊急性は極めて高いと考えているところでございます。

5ページになります。主な工事概要になります。現在の施設の状況でございまして、施設の機能診断調査によりまして、トンネル上部にひび割れやコンクリート継目から地下水の漏水が多数見られております。また、コンクリート背面に空洞や地山の緩みが確認されているところでございます。その老朽化対策として、ひび割れの原因である土圧に対するための補強、背面止水工、排水ボーリング、背面空洞の充填を行うこととしております。合わせてトンネルの補強工事の実施には長時間の作業を行うことから、通水を確保するための併設水路を設置することとしております。

6ページになります。続いて利根導水路の大規模地震対策事業でございまして、利根導水路は、利根川・荒川の中流部にある導水施設でございまして、利根川から農業用水、工業用水、水道用水を取水する利根大堰、邑楽用水路、埼玉用水路、葛西用水路、埼玉合口二期施設の幹線水路である見沼代用水路、元荒川に設置する末田須賀堰、荒川に導水する武蔵水路、荒川から取水する秋ヶ瀬取水堰、朝霞水路で構成されております。

右下の事業の経緯にありますとおり、東京都をはじめとする首都圏の水需要を支えるため、昭和38年の東京オリンピックへの供給に合わせて事業を完成させ、これまで幾度もの改築工事や合理化事業を経てきております。現在も武蔵水路では取水機能を回復させる改築工事を別途実施しているところでございます。

7ページでございまして、事業の概要となります。この事業は、群馬県南東部及び埼玉県東部の農地に対して必要な農業用水、並びに群馬県、埼玉県、東京都の水道用水、工業

用水の供給等を行う利根導水路について、大規模地震発生時における用水の供給機能の確保を図ることを目的としております。対象となる施設でございますが、図に赤字で表示しております施設となります。堰長約700メートルの利根大堰、幹線水路である埼玉合口二期施設から5つの水位調節堰と十六間堰。末田須賀堰、前田樋管と、2つのサイホン、荒川にある秋ヶ瀬取水路と朝霞水路について耐震補強を行います。耐震補強に際しましては、各用水の取水に影響しないよう通水しながら工事を行うこととしており、予定工期については、施設ごとに完成時期は異なりますけれども、全体では平成26年度から平成33年度までの8年間で予定しております。

8ページになります。大規模地震対策の必要性でございますが、右図は中央防災会議首都直下地震対策専門調査会の資料でございますが、南関東地域における大規模地震の発生、今後30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が発生する確率、70%程度が危惧されている中、利根導水の施設は、図のオレンジ色の範囲である震度6強の範囲に位置しております。このような状況を踏まえ、利根導水路の耐震照査を実施したところ、当該事業の対象施設である利根大堰、埼玉合口二期施設、秋ヶ瀬取水堰、朝霞水路におきましては、大規模地震による施設の通水断面の阻害や閉塞による用水供給機能が確保できなくなるなど、レベル2地震動に対する耐震性能が十分でないことが判明をしたところでございます。

利根導水路が被災し、取水・導水が不可能となった場合、長期間にわたる減断水によって首都圏の産業・生活基盤に多大な被害を与えるとともに、その復旧に長時間を要し、農業用水の安定供給に多大な支障を生じるということで、緊急性が極めて高いと考えているところでございます。

9ページからは大規模地震対策の主な工事概要になります。耐震性能の照査の結果、大規模地震時に、堰柱、門柱、ゲート設備に補強の必要があるため、鉄筋コンクリートの増厚、鉄筋の増量等による強度の向上を図り、従前の機能を維持しつつ耐震性の確保をいたします。耐震対策箇所につきましては、写真で黄色の文字で記しているものとなります。なお工事につきましては取水や洪水に支障がないよう、工事期間を分割して非洪水期のみ工事を進めるということを考えております。

10ページになります。埼玉合口二期施設の調節堰、サイホンの補強工事になります。この施設の耐震性能照査の結果、調節堰では門柱や床版。サイホンでは躯体に補強が必要を生じておきまして、鉄筋の増量等による強度の向上を図り、従前の機能を維持しつつ耐震性能を確保いたします。

工事につきましては、水量の少ない非灌漑期に実施することにより、通水に支障がないよう進めることとしておきまして、サイホンにつきましては二連構造となっているということで、非灌漑期に片側を使いつつ、もう片側の工事を進めるということを考えております。

11ページでございます。秋ヶ瀬取水堰の補強工事でございます。この施設の耐震性能の照査の結果、利根大堰と同様に、堰柱、門柱、ゲート設備に補強の必要が生じており、

これも、コンクリートの増厚や鋼材の補強などによりまして、従前の機能を維持しつつ耐震性能を確保いたします。

12ページになります。朝霞水路の耐震対策でございます。この施設の耐震性能照査の結果、水路や取水口、管理設備に補強の必要が生じております。設備は耐震補強を行いますが、水路は前回の朝霞水路改築時に地盤沈下のため、使わずに存置してる旧朝霞水路を活用して鋼管を設置するという事を考えております。以上が利根導水路大規模地震対策事業の概要になります。

続いて13ページからでございますが、房総導水路緊急改築事業でございます。この房総導水路につきましては昭和46年から建設された施設でございます。平面図を付けさせていただいているところでございます。房総導水路は、利根川上流ダム群と、東金ダム、長柄ダムを水源として、千葉県、千葉市、九十九里浜地域、南房総地域への水道用水、千葉臨海工業地帯及びその周辺地域への工業用水を供給する施設となっております。

14ページでございます。緊急改築事業の概要でございます。今回の事業箇所につきましては概要図で赤く色を塗ってある部分でございます。トンネル、サイホン、水管橋、ポンプ施設、水管橋について、老朽化等により低下した施設の機能を回復するとともに、大規模地震に対する耐震性能を確保するために、これら施設の緊急的な改築を計画したものでございます。

それぞれの対策に際しましては、長柄ダム、東金ダムの貯留水を活用することで、施工期間中の利水供給を確保しており、予定工期については今回平成26年度から32年度、7か年の事業の計画としているものでございます。

15ページでございますが、事業の必要性でございます。施設の状況につきましては、老朽化に関しまして、施設設置後35年以上経過しており、写真でお示ししているとおり、これまでの定期的な保守点検、分解整備を行ってきても、経年劣化に伴う不具合が多発しております。また、電気設備では交換部品も既に製造中止となっているなど緊急の対応ができない部分もございます。ポンプ等の機械設備においても壊食が進んでいる状況でございます。土木施設のトンネルにおきましては、天頂部の空洞化やクラックの発生やコンクリートの中性化などにより、崩壊の危険性を呈しているところでございます。

右図は、利根導水路大規模地震対策事業と同様、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会の資料でございますが、群馬水路施設も、図のオレンジ色の範囲である震度6強の範囲に位置しているところでございます。このような状況を踏まえまして耐震性能の照査を実施したところ、トンネル、サイホン、水管橋等において、大規模地震による崩壊、可とう継手の損壊等が発生する結果が出るなど、耐震性能が十分でないことが判明したところでございます。これらの施設が老朽化で損壊し、また、大規模地震により導水路施設が被災し、取水・導水が不可能となった場合に、その復旧に長時間を要し、長期間にわたる減断水によって、千葉県内の産業・生活基盤に多大な被害を与えるということが想定されます。また、導路上部はJR線、災害時緊急輸送道路等が通っているということもござい

まして、これらの状況を踏まえ、その対策には緊急性が極めて高いと考えているところでございます。

16ページになります。事業の主な工事概要になりますが、トンネルでは天頂部の空洞やコンクリート表面のクラックに対する老朽化対策を行い、大規模地震対策に対しましては、事前対策の必要な箇所の補強を行うということを考えております。サイホンにおきましては、大規模地震により想定される変位量に対応可能な伸縮可とう管に取り替えるということを考えています。水管橋におきましては、落橋防止装置を設置するということを考えております。

17ページでございますが、老朽化対策として、揚水機場内のポンプ設備の現況の写真を添付させていただいております。受変電設備、変圧器内の劣化、変質による絶縁不良、ポンプ羽根車の壊食などが見られまして、故障により長期の送水停止が危惧されるところでございます。それぞれの施設の更新を計画しております。またポンプの更新につきましては順次更新をしていくということを考えております。

18ページになります。ここからは工期の変更になります。八ッ場ダム建設事業の工期の変更でございますが、八ッ場ダムの建設事業では、国土交通省の実施する事業として利根川の支川吾妻川に建設される多目的ダムでございまして、昭和42年から平成27年度までの予定工期を、今回、平成31年度までに4年間延伸するものであります。

事業の経緯といたしましては、平成25年度にダムの基本計画の変更を行って工期が延伸されておりまして、フルプランには基本計画の変更を受けて修正を行うというものでございます。

19ページに位置図と事業概要を載せております。八ッ場ダムは高さ116メートルの重力式コンクリートダムとして、貯水容量約1億トンの首都圏の水瓶として、水道用水・工業用水を供給するものでございます。

20ページになりますが、工期延伸理由と事業の進捗状況を整理しております。八ッ場ダムでは工程を精査したことによるものでございます。現在の事業の進捗は、付替道路工事、付替鉄道工事、生活再建工事を進めており、この他、ダム本体工事の準備に必要な関連工事として、ダム本体左岸上部掘削工事や骨材プラントヤード造成工事などを進めているところでございます。

続いて21ページになります。北総中央用土地改良事業の工期変更になります。北総中央用土地改良事業は、昭和62年度にフルプランに掲上し、昭和63年度に事業着手している事業でございます。今回この工期の変更を行うということでございまして、昭和61年から平成25年までであった予定工期を、今回28年度までと3年間延伸するものでございます。

22ページは、位置図と事業の概要を載せております。本事業は農林水産省が事業主体でございます。利根川河口堰及び霞ヶ浦開発を水源とする水資源機構北総東部用水幹線用水路から、左の図で示している千葉市他6市の地区内に導配水する用水管を新設し、併せ

て関連事業で末端用水路を整備し、農業用水を安定的に補給することにより農業経営の安定を図るものでございます。

23ページでございますが、工期延伸が必要になった要因を整理しております。調整水槽は大規模な構造による立地条件の制約から、用地確保などの諸調整に時間を要したために、予定工期である平成25年度を超えることとなりました。平成26年度以降は、揚水機場中央管理所、調整水槽、支線用水路、末端用水路の工事を予定しております。現在19か所ある調整水槽のうち、未着手は1か所でございますが、平成25年度より実施設計に着手し、計画的に調整水槽や付随する支線用水路、末端用水路の整備を含め、平成28年度までに完了する見込みでございます。23ページ下には日影の影響などで環境面に配慮して建設した事例も載せております。

24ページになりますが、事業の進捗状況を写真で載せてあります。平成25年度まで、送水施設、幹支線用水路はほぼ整備済みでございます。施設が完成した地域では通水が可能となっております。配水要望が強い地域から整備を進め、268ヘクタールに農業用水が供給され、灌漑効果が発現している状況となっております。

以上、今回のフルプランの一部変更となっております。御審議のほどをよろしく願いをいたします。

【沖部会長】 はい、ありがとうございます。それではただ今御説明いただきました資料2の一部変更の概要につきまして、また、その説明であります資料3を参照いただきまして、御審議いただきたいと思っております。御質問・御意見よろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【清水特別委員】 群馬用水であると榛名幹線のところで併設水路を設けること、朝霞でも、既往の古い水路を途中で断面確保して使うということですが、これから多くの維持管理の中で、仮設といえども機能を残しておく、何かあったときにこれが役に立つ。というのは、「今後の水資源政策のあり方」の中でも、「幅のある」と言う言葉で議論されています。今回、仮設と考えているけれども、それは、やはり、ある程度の機能は残そうという中での代替なんですね。それぞれの事業計画の中で、その辺を考えているのかどうか教えていただきたいのが1つです。もう1つは、利根川の導水路（武蔵水路）は、今、順次、老朽化で直されていますけれども、真ん中に隔壁を設けて、片側だけ流して片側はメンテに使う工夫がやられています。トンネルのほうもオープンチャンネルで流れるはずですから、真ん中に隔壁みたいなものを設けておくと、その後の維持管理がしやすいとか。今後のことを考えて、ここで少し投資しておくと、将来経済的にいいなっていう話があれば御紹介いただければと思います。

【海野水資源計画課長】 はい。先生の御指摘のとおり、これからは、そういった既存の施設をできる限り活用しながら、幅を持ったと言いますか、リダンダンシーを確保していくということが大変重要だと考えているところであります。朝霞水路につきましては、これも、普通ですと使わなくなったものを処理するところでございますが、将来の、やはり

改築だとか、そういったことを念頭に存置をさせています。そういったことで、今回それを活用するということのできたのではないかというふうに考えております。

また、有馬トンネルになりますけれども、これにつきましてはバイパス水路をとということになります。断面的には、基本的には冬季の水量の少ない時期ということを考えていますので、そういう意味でバイパス水路の断面は小さくなっておりませんが、一旦作ったものでございますので、基本的には並行する水路が2つあるということになります。出来上がるとそういうことになりますので、何かあった非常時の際に、どちらかに何かあった際には、それぞれどちらかを使っていくというような対応になるのではないかというふうに思っております。

また、武蔵水路の中では、真ん中に仕切りを入れて二連構造にして片側を工事するというようなやり方をしているところがございます。ただ、今回有馬トンネルの場合につきましては、真ん中に隔壁を入れるというところについては検討しておりませんが、そういったことも今後トンネル内におきましても、バイパスだけではなくて、いろんな工法についての検討はしていくべきだというふうに考えておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思っています。

【沖部会長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。せっかくですので各委員の先生方、ひと言ずつはぜひよろしく。

【関根専門委員】 事業の概要は大体理解しており、特に異論はございませんが、一つだけ確認をさせていただきたいことがあります。それは、工期の延長が図られていますが、その年限の切り方について、どういう点に留意されてこの計画になっているのか、簡単で結構ですので御説明いただければと思います。

【海野水資源計画課長】 今回、工期の延長をさせていただきますのは2つの事業があります。それらにつきましては、当然、工期・工程の精査をして、何年延びるといようなことはきちんと検討しているところがございます。どちらも考え方としては、できる限り早期に完成させて機能を発揮させるということで工程の精査をしているという考え方でございます。そういったことで必要な工期を今回延長させていただいたという考え方になります。

【関根専門委員】 分かりました。

【沖部会長】 他にいかがでしょうか。

【茂庭専門委員】 基本的には提案された事項に賛成ですが、房総導水路の改修事業で、ポンプの更新事業が計画されておりますね。この当時のポンプですと、多分台数制御で非常に効率の悪い運用がされてたんじゃないかと思うのですが、恐らくこの交換することによってかなり効率のいいポンプに置き換えられるのだらうと思いますが、これによって動力コストの削減はどのくらい可能なんでしょうか。

【海野水資源計画課長】 今、細かい資料はございませんが、御指摘のとおり、いろいろと効率を上げるための工夫をしていくということを考えております。ちょっと詳細の資料

がございませんが、そういった観点で、これから更新をしていくというふう聞いております。

【沖部会長】 はい。ありがとうございます。引き続きお願いいたします。

【望月委員】 工事の内容等について全く門外漢なので、必要ということでやっていただくというのは当然のことなんですけども、言葉の使い方か考え方の問題なのか気になる点があります。今回の一部事業の見直しで、全体計画にない事業として緊急改築事業、耐震化事業が挙げられています。一方、更新やメンテは当然ながら全体計画の中に取り入れられています。緊急事業のところですが、全体を計画的に定期点検することによって、その当時は予想されなかったけれども、必要性が出てくるだろうというのは、予想の上での話なのかということです。もう1つ問題は、緊急と言うと、どうしてもすぐ直さなくちゃいけないということで、今までのメンテの仕方を、余り精査しないで、その場その場で、絆創膏を貼るような形で直していくというのは無駄が起きないとも限らないと、この言葉だけ見るとちょっと危惧します。この工事事業が全体計画の更新プログラムの中にどう位置付けられて、どういう必要性があって、それから、この工事を更新するにあたっては、所与のいろいろの既知のもの以外に新しい技術革新等、合理化等があるのであれば、積極的にそこを見直して選択肢として検討したのかどうかという、PDCAをきちっと回していかなくちゃいけないんじゃないかなという感じがします。そういう検討をされた上で、この緊急改築工事が選択されているプロセスと言うんでしょうか。されてるとは思うんですけども、そうした経緯と結論が見える形にされては如何かというのが素人ながらの目です。

【沖部会長】 お願いします。

【海野水資源計画課長】 これまでの老朽化対策とは大きく考え方が変わってきたというふうに考えております。先生、御指摘のように、これまではやはり事後的な対策で、その場しのぎのというようなことで、これまではやってきたところでございますが、最近でございますけれども、それぞれの施設につきまして定期的な機能診断をしっかりとやります。そして、施設の状態をきちんと把握した上で、施設の長寿命化、あるいはライフサイクルコスト、そういったものを考えたストックマネジメントという考え方を導入しています。ですので、施設でございますけれども、施設の部分部分によっては状況が違う。そういうことを踏まえて長寿命化計画なりライフサイクルコストを考えていく。それを踏まえた上で計画的に更新をしていくという検討をしております。これからはそういった考え方を取り入れていく方向となっております。

一方、フルプランの作り方、記載の仕方は、建設について供給の目標を達成するために必要な施設というところがございまして、新たに作る施設のみ記載するというようになっているものですから、そういう老朽化対策が出てきたときには記載をするというような整理をこれまでできてきておりますが、今後は、基本的には計画的に改築を進めていくというふうな考え方になろうかというふうに思っております。

【沖部会長】 確認ですが、現在の法的な枠組みでは、フルプランというのは新規の需要に対しての施設整備というのが50年前にあったので、必要な耐震化とか、あるいは必要なメンテ、維持管理ということに関して、フルプランにあらかじめ記載しておくというような仕組みになっていなかったということでしょうか。

【海野水資源計画課長】 施設の政策については、これまで、時点時点で考えてきております。

【沖部会長】 分かりました。そういう枠組みでやっているのだから、このような書き方になって、このようなやり方になっているんだけど、望月委員のおっしゃるとおり、ちゃんとか計画的に耐震化も、限られた予算の中でどうやって、どんな順番でやっていくか、あるいは、今のお話ですと診断をしながらということになると、なかなか5年前、あるいは計画を含めると7～8年前から、7～8年後にはここを直さなきゃいけないぞと見るのはなかなか難しいんじゃないかと思いますが、今の体制ではそうせざるを得ないので、一部変更ということで、そういうの何て言うんですかね。的確な対応をやっていくということになっているということでしょうか。

【海野水資源計画課長】 はい。フルプラン策定時は平成20年7月で、その時点で、ある程度見通せるものについては改築事業まで含めて記載をしているものでございますが、今回はそういったストックマネジメントということで機能診断をして、その調査結果が出てきた。それで傷んでいることが分かってということで緊急的にさせていただきたいというようなものでございます。

【沖部会長】 ありがとうございます。他。じゃあ、石井委員、お願いいたします。

【石井専門委員】 私も、御説明いただきました事業3つと期間の延伸につきましてはよろしいと思います。それで、今のお話と少し関係するんですけども、この緊急改築事業で3つ挙げられているのは、それほど大きいものではなくて、部分部分の施設の回復ですね。あるいは耐震補強ということで、水資源開発全体であるとか、あるいは水利団体ごとの水の分配であるとか、そういったものに関わる話ではないように思います。にもかかわらず、水資源開発基本計画で、このように扱うというのは、これは水資源機構が実施する事業なので、制度上ここに載せているということなのか、教えていただきたいのですが。

【海野水資源計画課長】 先ほど緊急性の説明をさせていただいたところでございまして、いずれの施設も、農業用水なり生活用水、工業用水で、かなりの供給をしているところでございます。この供給がひとたび老朽化によって破損する、あるいは地震によって断水してしまうということになりますと、国民経済あるいは国民生活に多大な影響を与えるということになるということで、こういった事業はフルプランにしっかりと位置付けていくというもので整理をしているところでございます。

【石井専門委員】 例えば、これとほぼ同等の事業が国営事業や県営事業で行われた場合も、このようにフルプランの一部変更という形で扱われるということでしょうか。事業主体の話ですが。

【海野水資源計画課長】 先ほど言いましたように、国民経済あるいは国民生活に大きな影響を与える、そういった施設、まさにこのフルプラン地域の供給の目標に必要な施設、そういったものについては位置付けをしているということを考えています。

【沖部会長】 よろしいでしょうか。一通り皆様御意見賜りましたが、他にいかがでしょうか。

【清水特別委員】 簡単なことですが、今回、群馬用水緊急改築事業というのがあって、もともとのフルプランにも群馬用水施設緊急改築事業というのがありましたね。今回の、群馬用水緊急改築事業というのは新規で上がってくるわけですけど、それぞれで何が違うんですか。

【海野水資源計画課長】 前回の部分は群馬用水全体の老朽化した部分を対策をしております。その部分で必要なところを耐震対策をしているということでございますが、今回は、前回、有馬トンネルについて長期の断水が発生するということが手がつけられなかったところを今回、調整池ができたことによって断水を限りなく短くすることができるという技術が確立したものですから、今回ようやく手当てができるようになったという状況でございます。

【清水特別委員】 ああ、そうですか。そうすると、それは事業が違うという形にしておいたほうがいい。

【海野水資源計画課長】 そういうことになります。

【沖部会長】 ありがとうございます。他、いかがでしょうか。一番最初の清水委員からの御質問とも関連するんですが、耐震化と併せてやるので、群馬用水の有馬トンネル、昔45年使った施設、あるいは房総用水のほうでしたら35年だったと思いますが、基本的にはこういう水路というのは何年使えるということを大体想定して設計して、今後の維持管理を考えると、それを長寿命化というのは大体何年ぐらいにしていくようなことを今検討されているのか、あるいはコストが多少高くとも、それをライフサイクルコストで考えると安くなるような手法をどのぐらい考えられているのかといったことも、せっかくの機会ですので教えていただければと思います。

【海野水資源計画課長】 耐用年数は、とりあえず各省庁で定めている耐用年数というのはありますけれども、それによりますと、構造物によって違いますが、例えばサイホンですと50年だとか、あるいは、水路で言いますと40年だとか30年とかいうような状況になっております。必ずしもその年数で改築ができていないような状況となっております。かなりの膨大な延長があるということで、そういったところで、特に損傷度の大きいところ、あるいは重要度の高いところ、そういったところを選んで改築事業をさせていただいているという状況でございます。

【沖部会長】 いや、それは分かるんです。つまり今は、あらかじめ手当するというよりは、もう、一応耐用年数は過ぎてしまった中で様子を見ながら、やっぱりここは先にしたほうがいいというところを先にやられているという印象を持っているんですが、だとした

ときに、原状復帰というのが基本なのかもしれませんが、先ほどおっしゃられた、計画的な診断をしてライフサイクルコストを考えて長寿命化するといった取組みが、どのように今、こういう緊急事業にももたらされているのか、あるいは緊急事業は緊急なので、とりあえず現状のサービスが維持できるようにということとやられているのかというところの御質問なんです。

【海野水資源計画課長】 事後的な話をしてしまいましたけども、これからは予防保全的にやっているということとあります。事後的にやっけますと長期間もたないような状況になるということで、早め早めに手当てをしていくことが長寿命化できるということなので、機能診断をして、早め早めの手当てをしていくというようなこととございます。

【沖部会長】 ありがとうございます。誰か今の点、望月委員からコメントありましたら。

【望月委員】 いえ、沖先生のお答えになってないかなと、ちょっと。具体的にもう少し耐用年数とか、今までとは違う考え方で、どこがポイントとなって予防的保全という形になっているのかが、まだ明確には分からないなと思っていたんですけども。

【海野水資源計画課長】 例えば50年で耐用年数が来るものであっても、15年ごとに、かなり傷みが出てくる前に予防的に対応して、できる限り元の機能を回復するようところまで修繕をして、普通だったら50年で終わってしまうものを、50年のものを60年にするなり70年にすると、そういったような形で手当てをしていくこととございます。その部分はやっぱり事後的にやっけますと、傷んでしまってからということになりますと膨大な経費がかかりますので、できる限り予防的に対応していくということと進めているということとあります。

【沖部会長】 ありがとうございます。他、何かありますでしょうか。

【清水特別委員】 もう1回いいですか。

【沖部会長】 はい、じゃあ清水委員お願いします。

【清水特別委員】 照査点検をやられて、今回、この群馬用水、利根導水、房総があるわけですけども、フルプランの中での、いろんな施設で多分照査点検やっているはずだと思うんですね。今回この3つが上がってきたというのは、まさにその背景として、一番、社会的・経済的に重要なところにあるものだから、それらをまず、いろいろ上がってきた中で3つを選出したという様に考えてよろしいですか。

【海野水資源計画課長】 はい、そうです。重要度に応じてやっております。その重要度も、どのぐらいの人たちあるいは生産に関わっているかというようなこと、あるいは、もし破損した場合にどのような影響があるのか、そういったことまで含めて考えて施設を選定しているというような状況になります。

【清水特別委員】 そういう意味だと緊急性というのがとても良く伝わってくるという、気がします。

【海野水資源計画課長】 はい、そうです。

【沖部会長】 望月委員の最初の御質問に対するお答えは、今のようなお答えが多分求め

られていたのではないかと思います。

【海野水資源計画課長】 分かりました。

【沖部会長】 他、いかがでしょうか。そうしますと、全体といたしまして、資料2の一部変更、あるいは、に関しましては、特段御異議はなかったということで、今後、あります水資源開発分科会に私のほうから報告させていただきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

はい、それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、せっかくお集まりいただいておりますので、議事にあります、その他になりますけれども、参考資料、水循環基本法の概要等につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

【海野水資源計画課長】 では3点、報告をさせていただきたいと思います。1つは今後の水資源政策のあり方、2つ目が水循環基本法、3つ目が雨水の利用の推進に関する法律ということでございます。

まず、参考資料の1になります。お手元には、そのときの分厚い資料でございますが、中間とりまとめも併せて配布をしているところでございますが、参考資料1でございます。

1ページ目でございます。表紙をめくっていただきまして、現在、国土審議会水資源開発分科会におきましては、国土交通大臣から今後の水資源政策のあり方について諮問を昨年10月に受け、これまで9回、水資源開発分科会のもとにあります調査企画部会で審議を行い、この4月に中間とりまとめとして「今後の水資源政策のあり方について～幅を持った社会システムの構築（次世代水政策元年）」を、公表をしたところでございます。その内容について説明をさせていただきたいと思います。

中段でございますが、諮問の背景がございます。水資源政策では、これまで急激に増大する水需要にキャッチアップするため、水資源開発促進法に基づいて水資源開発を実施してきており、一部の施設整備を残しつつも、その供給目標を概ね達成しているところでございます。しかしながら東日本大震災、笹子トンネル事故後のインフラ整備や管理のパラダイムシフト、気候変動リスク、人口減少など、社会的環境の変化、水循環系の構築、国際貢献といった顕在化する課題に対応するため、水資源に関する制度の再構築と新たな展開軸による計画策定が不可欠となる中、諮問をされたものでございます。

2ページ目でございますが、中間とりまとめの内容になります。基本的理念を水の恵みを享受できる社会を目指すこととしております。その実行のための考え方として、幅を持った社会システムの構築を提案するものであります。これは、我が国が災害に脆弱な中、個別最適を図り効率性を追求し、社会全体が高度化・効率化された状態を維持・継続してまいりましたが、システム全体が緊張状態で東日本大震災等を経験し、システム全体が機能不全や麻痺に陥ったことや、水資源の重要性を踏まえ、それを回避するため、個別最適と全体最適の両立を目指す幅を持った社会システムの構築を打ち出したというものでございます。

5 ページに先に飛んで、5 ページのほうを見ていただきたいと思います。幅を持った社会システムの具体的な機能を説明しております。右側になりますが、1 つ目は要素の二重化や迅速な切替えが行える冗長性や代替性。2 つ目は、しなやかに受け流し、復元可能にする粘り強さ。3 つ目は堅牢さで、堅牢さを向上させ、致命的な事象に至らないようにするもの。4 つ目は事態に柔軟に臨機に対応する融通性や順応性、そしてそれらの機能とハードとソフトを組み合わせた安全・安心・持続可能といった機能として整理しております。

6 ページでございますが、続いて、その事例ですが、冗長性・代替性では、左側の絵になりますが、地域間の連結管や海水淡水化による供給。粘り強さでは、ダム群の連携や渇水時における取水制限など社会側の対応。堅牢さのところでは、左下になりますが、耐震化や柔軟に曲がる管の利用、融通・順応性では、右下でございますが、東日本大震災で火力発電の供給が停止した場合の水力発電のダムの操作の工夫などがございます。

2 ページに戻っていただきまして、左下、水資源政策を考える3つのポイントでございます。1 つ目が、いかなる事態が生じて、柔軟かつ臨機に、包括的に対処できる「幅を持った社会システム」の構築。2 つ目が、従来及び今後の施策のハード・ソフトの重層的な展開。3 つ目が基本的・長期的方向性の変曲点にある「次世代水政策元年」ということになります。

また、右側になりますが、3つの改革の視点といたしまして、1 つ目が大規模災害や危機的渇水、これは「ゼロ水」と呼んでおりますが、そういった低頻度・高リスクへの対応、ハイリスクへの対応ということになります。2 つ目が老朽化対策や水資源の教育・普及啓発などの国民の視点に立った重層的な展開、マルチポリシーによる対応。3 つ目が国際貢献。海外展開への対応、グローバル化への対応を改革の視点としております。

3 ページ、次のページでございますが、今後の5つの水資源政策と15の具体的な取り組みでございます。5つの水資源政策でございますが、1 つ目が安全・安心水利用社会。2 つ目が持続的水利用社会。3 つ目が、それを包含する形で、安全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会。そして4 つ目が、それらを基盤として支える、教育・普及啓発による水の「恵み」に感謝し「災い」に柔軟に対応できる社会風土・文化の醸成。更に5 つ目が、更に全体と表裏一体の世界の水問題解決や国際社会におけるプレゼンスの確立、という整理をいたしております。それぞれの5つの政策に、それぞれ15項目の取り組みを示しているということでございます。

これらの取組につきましては平成26年の秋に向けまして、関連制度や水資源開発基本計画のあり方、今後の水資源政策に向けた具体的な取り組みを検討し、最終的なものを出すということを考えているところでございます。

そして4 ページになりますが、今後の具体的な取り組みでございますが、これは今言いました5つの政策の内容の15項目の取り組みのうち、主なものでございますけれども、「1. 安全・安心水利用社会」では、大規模災害時においても必要な水を確保するための水供給

システムの多重化や冗長化。また、水インフラ老朽化への対応では、長寿命化計画や施設を良好な状態に保つための方策の計画的な推進。気候変動リスクへの対応として、特に貯水池が枯渇する危機的な渇水であるゼロ水を想定して、ハードとソフト、そしてシステム全体の取組みを具体的に検討するということを考えております。

「2. 持続的水利用社会」では、雨水・再生水は重要な水資源であるということから、利用の技術基準や規格の標準化への取組みをしていくことを考えております。

「3. 健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会」では、できる限り、自然流下を活用した水の位置エネルギーの有効活用の取組みを行うということを考えております。

「4. 水の「恵み」に感謝し「災い」に柔軟に対応できる社会風土・文化の醸成」では、ここに書いてありますとおり、教育や学習の具体的な方策を更に検討、地域の状況に応じた具体的な方策を検討してまいります。

5の国際分野におきましては、海外における円滑な事業展開、リスク軽減に向けて取り組んでいくということを考えております。

以上が今度の水資源政策のあり方の中間とりまとめの概要になります。

続いて参考資料の2になります。参考資料2と3、水循環基本法と、雨水の利用の推進に関する法律についてでございますが、どちらも議員立法として3月27日に衆議院を全会一致で可決成立しております、4月2日に公布されたところでございます。

まず参考資料2、水循環基本法でございます。この水循環基本法でございますが、5月20日に水循環政策担当大臣として太田国土交通大臣が任命をされております。併せて内閣官房に水循環政策本部事務局準備室が設置をされております。準備室長は水資源部長が併任で任命をされております。この組織は、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、環境省の水に関係が深い課長も併任をされておまして、計17名で発足をしているところでございます。そして、7月1日、今週でございますが、水循環法が施行されておまして、水循環政策本部が設置をされております。本部については後で説明をいたします。併せて本部事務局が設置をされ、水資源部長を事務局長とし、また、準備室のメンバーが、そのまま事務局へ移行をしております。政府が一体的に取り組む体制ができたところでございます。また8月1日は水の日でございますけれども、法定の初の水の日として、政府全体の取組みを行っていくということを考えております。

本法律の趣旨でございますが、先に2ページ、3ページを見ていただきたいと思います。3ページのところでございますが、前文が書いております。これが法律の趣旨が書かれておりますが、前文の中段に、「近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきた。このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、健全な水循環を維持・回復すること」としてあります。また、水循環に関する施策について、基本理念を明らかにするとともに、総合的かつ一体的に推進するため制定するということが記載されているところでございます。

左側が水循環基本法の概要となります。目的については今言ったところでございます、定義、「水循環」についての定義や、「健全な水循環」という定義もされているところがございます。

基本理念が規定をされております。ここに記載してありますとおり、水循環の重要性、2つ目が水の公共性、3つ目が健全な水循環への配慮、4つ目が流域の総合的管理、5つ目が水循環に関する国際的協調といったものが、5つの基本理念が規定をされているということになります。

その下の一点鎖線の枠でございますが、先ほど申し上げましたように、水の日、これが法律で定められております。水の日そのものは昭和52年から閣議了解で実施しているところでございますが、今回法律で定められたということでございます。また、年次報告が法律で定められております。これまでも水資源白書として任意の白書を作っておりましたが、これからは法定白書ということになります。その下の枠になりますが、水循環基本計画が第13条で書かれておりますが、今後国は水循環基本計画を作成するということとなります。更に下段の左下になりますが、基本的な施策として、第14条から第21条、「1. 貯留・涵養機能の維持及び向上」から始まって「8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進」、こういったことを取り組んでいくということになります。

そして右側になりますが、水循環政策本部ということで、一番下のところに書いてありますが、本部長を内閣総理大臣、副本部長を内閣官房長官と水循環政策担当大臣。そして本部員は全ての国務大臣から成る本部組織を設置をいたしまして、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進する、こういった体制を整えたということになります。これが水循環基本法の関係でございます。

続いて、資料の3になります。

【沖部会長】 参考資料ですか。

【海野水資源計画課長】 失礼いたしました。参考資料3でございます。先ほど申し上げましたように、3月27日、衆議院本会議で全会一致で議了してございまして、4月2日に公布をされております。そして5月1日でございますが、法律の施行がされているという状況でございます。法律の中身でございますが、次のページのポンチ絵がございます。一番上段でございますけれども、近年の気候の変動等に伴い、水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえて、雨水の利用を推進するというものでございます。そしてその下に、雨水の利用とは、と書いてございますが、雨水を一時的に貯留するための施設に貯留された雨水を、水洗便所の用、散水の用その他の用途に使用するというところでございます。そして雨水に対する、それぞれの責務、法制上の措置、更に雨水の利用に関しましては基本方針等の策定をすることとなっております、国においては基本方針、都道府県においては都道府県方針、更に市町村においては市町村計画を策定をするということになっております。

具体的な施策は右側になっておりますが、国等による自らの雨水の利用のための施設の

設置に関する目標設定ということで、国や独法については目標を閣議決定をするということになります。また、地方公共団体等におきましては、目標を掲げますが努力義務ということになります。その他、広報活動、調査研究とございます。

また、この法律の目的は、水資源の有効利用、一番最後のところになりますが、水資源の有効利用だけではなくて、下水道・河川等への雨水の集中的な流出の抑制も併せて期待をしているというようなこととございます。以上でございます。

【沖部会長】 ありがとうございます。ただ今の御説明に関しまして御質問、コメントなどございましたらよろしく願いいたします。

私から。国連水の日が3月22日なんですけど、日本の水の日が8月1日ということで、ここに関する国際的な協調というのはできなかったんでしょうか。まあ、議員立法ですので皆さんに聞いてもしょうがないのかもしれないですけど。

【海野水資源計画課長】 日本の水の日につきましては、昭和52年に閣議了解したということで、この頃、一番水を使う時期あるいは水に肌に触れる時期でございまして、特に水については、水の貴重さ、そういったものを国民広くに知っていただくと、そういう時期が一番普及啓発にとって良いだろうということで8月1日を水の日として、その1週間が水の週間というようなこととございます。世界水の日につきましては全く違う考え方でなっていますので、今後、どのようにするかというのはございますが、ただ、水についての普及啓発については連携してやっていく必要があるかと思っておりますので、水の日と同じ日にするということはできないかもしれませんが、そういった連携はこれからしていかなければならないというふうに考えているところであります。

【沖部会長】 祝日化に向けた取組みとかはあるんですか。

【海野水資源計画課長】 海の日、山の日、これはありますが、まだ、水の日についてはそういったところの議論は、まだ出てきてないような状況ですね。

【越智水資源部長】 ちょっとお答えします。先日、山の日が祝日になるという法律が制定され、再来年から祝日化されるということで、その日が8月11日。この8月11日を決めるに際しても、いろいろと議論があつて、その日に収まったようなんですけど、7月21日が海の日で、8月11日が山の日で、8月1日が水の日と。ちょうど10日ずつなんですけど、夏休みのこの時期に、やっぱり大循環みたいな、水がその間を取り持っている、海と山を取り持っているっていうので、何かこのような連携もいずれやっていって、何か大循環の、月間みたいなこともやっていいのかなとか、そういう冗談をちょっと言ったりしております。すみません。

【沖部会長】 はい。ありがとうございます。他。

【茂庭専門委員】 水循環基本法が成立したことで、これは非常に喜ばしいことなんですけれども、この中で、多分読み切れるのかどうか私分らないんですけど、地下水の問題なんです。今まで地下水は曖昧な状況で使われてきてまして、いろいろなところで摩擦が起きているという話を聞いております。今後この法律に基づいてどうなのかは分かりません

けれども、地下水の取扱いが、例えば公共資産として位置付けるとか、そういう方法もあると思いますけれども、今後、取扱い方が少し検討されるのか、あるいは方向性が変わってくるのか、そういう動きはあるのでしょうか。

【海野水資源計画課長】 この法律そのものは、御指摘のように、基本法、理念法でございますので、5つの理念が規定をされているところでございます。その中には、水の公共性といった言葉が入っているところでございます。

【越智水資源部長】 私が水循環政策本部の事務局長なので、私のほうから答えさせていただきます。先ほどの参考資料2の2ページに図が付いていると思うんですが、この法律の定義、上から2つ目の箱に定義があり、第2条って書いておりますけれども、1ポツの水循環のところを見ていただくと、「海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること。」ということで、この法律の中では地下水も含めた形の大循環を考えています。その上で基本理念の2ポツを見ていただきますと、水の公共性というのが書いてありまして、「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み」として、公共性の高いものということで地下水も見ています。ただ完全に、河川の表流水のように公水というような位置付けは、まだ地下水には、そういう定義はされておられません、法的にはですね。ただ、そういうことについては、この法律で地下水も含めた形で循環を考えましょうということでもあります。それで、地下水に関しては関係する省庁もたくさんございますので、水循環政策本部と事務局、これも全省庁が関わってくるような話になります。これから、この法律が、個別法の上にシャッポを被せたような形になってますので、キックオフと言いますか、この法律の制定を契機に、地下水についても様々な議論をして深めていって、連携した施策が出てくれば、またそういうような取組みができるようなことをやっていきたいということです。

【茂庭専門委員】 できれば、ぜひ重要課題として地下水の取扱いを検討していただきたいと思います。

【沖部会長】 はい。ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

【関根専門委員】 雨水の利用に関する記述の中に、下水道や河川等への雨水の集中的な流出の抑制という説明があります。これは各住宅の各戸貯留も含めての話だろうと思いますが、これに関してコメントさせていただければと思います。私は、豪雨により発生する都市浸水に関する研究を進めてきております。皆様の御記憶に新しいところかと思いますが、2008年に雑司が谷で局地的集中豪雨があり、水難事故が発生して下水道のリフレッシュ工事に当たっておられた方が亡くなりました。当時の雨水が急激に下水道に集中してくる状況を数値予測手法により再現計算したところ、いろいろなことがわかってきました。このうちの一つとして、当時の豪雨の立ち上がり部分に当たる時間帯の非常に強い雨の一部を住宅密集地の各家庭で貯めておくことができたかすると、あのような被害は回避できたかもしれないという結果が得られています。各戸貯留は極めて有効な手段であり、かなりの規模の調節池をつくることに相当と考えています。このあたりのことは各家庭の理解

がないと実現しないことではありますが、このような文書に明文化し、国がこれをあと押ししていくことは非常に有効であろうと思っており、期待しているところです。以上でございます。

【沖部会長】 貴重な御意見ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

【石井専門委員】 雨水の利用の推進に関する法律についてというところで、今、お話がありました。各戸で雨水を貯めていくという話で、これが進んでいったときに、都市の河川からの取水量が少なくなるから、水利権が小さくてもいいというようなところまで入っていくような想定のお話なんですか。

【海野水資源計画課長】 雨水の利用につきまして、再生水等含めてでございますが、全国ベースで申し上げますと、全体で言いますと0.3%ぐらいでございます。雨水だけで言いますと、今、1,800の建物と、これ、公共施設でございますが、年間800万トンということで、全体のボリュームからすると、ごくごく少量、1%も行かない状況でございます。ですので、我々の意識としては、今後、雨水は資源、あるいは先ほど先生が言われたようなリスク抑制というようなことを期待できるということで、その部分を更に促進していくということが重要で、先生の言われるところまでは至っていないというような認識であります。

【関根専門委員】 関連してよろしいですか。

【沖部会長】 はい。お願いします。

【関根専門委員】 おっしゃるとおりと思っております。日常的に降るそれほど強くない雨を貯留してどう使うかという問題と、豪雨時に明らかに害をなす雨水をどう排除するかという問題とは切り分けてお考えであろうと思います。したがって、水利権云々という話は、都市の場合には関わってこないものと理解しています。

【沖部会長】 まあ、あれですね。墨田区で雨水貯留が始まったときも、最初は豪雨対策ですが、それが水の有効利用につながるということで、この法律は、どちらかと言うと、最初に、どうも雨水の水資源的な利用を前面に出していたけれども、結果としては、それに、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制というのがきっちり位置付けられてバランスが取られている。ただ多分、恐らく、豪雨のほうは先生のように研究が進んでますが、本当の大洪水で水利権が問題になるような大洪水のときに、果たしてその雨水貯留がどのぐらい効果的かということに関する、なかなか合意がまだできてない段階かな。あるいは場合によって違うということからすると、なかなか平常時には有効に使えても、大洪水のときにどのぐらいこういう確保の貯留が役に立つかということに関しては、まだまだ慎重になっているということではないかと思われま。他、いかがでしょうか。

よろしいようでしたら、それでは議事を事務局側にお返ししたいと思います。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 沖部会長、どうもありがとうございました。それでは事務局から今後の予定について説明させていただきます。

【海野水資源計画課長】 今後の予定について説明をさせていただきます。今後の予定で

ございますが、国土審議会水資源開発分科会を開催し、一部変更（案）の報告をしていただきまして、審議をしていただくということを考えております。その後、関係省との協議、関係県知事への意見照会、そして、その後、国土交通大臣が計画の一部変更を決定という段取りで、今後進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 それでは、以上をもちまして、本日の審議は終了させていただきますが、本日の資料及び議事録につきましては、準備ができ次第、当省のホームページに掲載したいと考えております。議事録につきましては、あらかじめ委員の皆様にご確認ください。よろしくお願い申し上げます。また、本日の資料ですが、郵送を御希望される委員の方は机の上に置いていただければ対応させていただきます。

それでは最後に水資源部長、越智より御挨拶申し上げます。

【越智水資源部長】 本日は、利根川水系・荒川水系におけるフルプランの一部変更案について御検討・御審議いただきまして、大変ありがとうございました。今日、御了承いただきましたので、また、先ほど沖部会長からお話ありましたとおり、次の手続きに進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

今回の一部変更の内容ですけれども、平成32年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。いずれの事業も、ちょうどその頃に出来上がるというようなものでありまして、世界の国々の方々をお迎えするという意味では、こういう施設がきちんと耐震対策なり老朽化対策ができたり、完成したりということが、とても大事だと思っておりますので、手続きが済み次第、しっかりと事業が執行できるような形で関係部局にもお話しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、先ほど水循環基本法とか雨水利用推進法とか、あるいは国土審の調査企画部会とかですね、この1年間で、随分と水に関するいろんな施策、それから枠組みができてきました。特に調査企画部会では、沖先生にお忙しい中、2週間に1回というペースで開いていただきまして、本当にありがとうございました。この調査企画部会の考え方は、これからの水資源政策にも大きく関わっていく話でありますし、一方で、水循環基本法のように枠組みができて全省庁で対応していくというようなことも出てきておりますので、そういうことをきちんと絡めつつ前に進めさせていただきたいと思っておりますので、こちらについても、また引き続き御指導をお願いしたいと思っております。

最後に、こういうことをしっかりと普及啓発をしていくということで、国民がみんな同じ方向に向かって、節水なり水のありがたさなり、貴重さ、利用できているありがたさを分かりつつ毎日を暮らしていくというようなことを、理解してもらうことが大事だと考えています。8月1日、水の日も政府を挙げてやっていきますので、先生方にもぜひ御参加いただいて、アドバイスもいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。本日は大変ありがとうございました。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

す。本日は熱心な御議論を賜りまして誠にありがとうございました。